

どのように対応するのですか。

1 厳しい財政状況の下での財政健全性の維持

平成 19 年 3 月に策定した「石川県行財政改革大綱 2 0 0 7」では、財政の中期見通しを踏まえ、以下のとおり財政運営を見直すことにより、行政のスリム化と財政の健全性の維持を図ることとしております。

～ 財政の健全性維持に向けた基本方針と 5 つの柱 ～

(基本方針)

県債残高の抑制

臨時財政対策債を除き、県債残高を前年度以下の水準に抑制

基金残高の確保

減債基金等の取り崩しを極力抑制し、今後の公債費負担の増等に対応できる基金残高を確保

(5 つの柱)

1 歳入の確保

- ・ 税収の確保（個人住民税徴収対策の強化、滞納整理の促進など）
- ・ 広告収入の確保
- ・ 受益者負担の見直し、適正化
- ・ 遊休財産の整理、処分
- ・ 多様な公金収納方法の検討

2 定員適正化計画の見直しと職員費の削減

- ・ 知事部局の職員数を 5 年間（平成 19～23 年度）で 250 人程度削減 職員費の抑制
- ・ 給料、諸手当等の見直し

3 一般行政経費の縮減

- ・ 管理的経費の抑制
- ・ 各種補助金等の見直し（助成目的の達成状況、市町との適正な役割分担及び費用対効果等の観点から廃止・重点化）

4 投資的経費の抑制

- ・地域経済、雇用情勢に配慮しつつ、標準財政規模に対する投資的経費の割合（平成17年度=51.8%（全国12位）、平成18年度=41.7%（全国18位））を全国平均を目途に順次抑制
- ・大規模施設整備の見直し
- ・施策目的に沿った公共事業の重点化
- ・ローカルルールによる効率的、効果的な社会資本の整備
- ・県単施設整備費補助制度の見直し

5 財政運営の工夫による負担の平準化

- ・公債費の償還期間の延長
- ・基金の有効活用
- ・退職手当債の発行
- ・行政改革推進債の発行

3 「石川県行財政改革大綱2007」に基づいた平成20年度の主な取り組み（抜粋）

厳しい財政状況の下での財政健全性の維持

歳入の確保

- ・市町での個人住民税の徴収支援のための専任職員の配置
- ・動産の差押えとインターネット公売の活用
- ・自動車差押え用タイヤロックの導入
- ・印刷物への広告掲載、ホームページにおけるバナー広告掲載
- ・遊休財産の整理、処分

定員適正化計画の見直しと職員費の削減

- ・職員費の抑制のため、知事部局において5年間（H19～23）で職員数を250人程度削減
- ・常勤特別職の給与減額、期末手当10%減額の延長
- ・管理職手当の定額化及び10%減額の延長

一般行政経費の縮減

- ・総務事務管理室を設置し、本庁の給与・旅費事務等を更に集約
- ・各部局の公用車運行管理業務を集約し、総務部に一元化
- ・各種補助金などの見直し

多子世帯子育て支援制度の見直し（対象を低所得者に重点化）
猫の不妊・去勢手術への助成の廃止（飼い主自らの責任による適正飼育の推進）
ゆったりマイホーム建設費補助制度の廃止（優良住宅の普及という目標を達成）
青果物価格安定対策補助制度の見直し（基金造成等のルール見直し）

投資的経費の抑制

- ・ローカルルールを活用促進
- (1.5 車線の道路・農道の整備、河川の石積護岸再生・ピンポイント改良、既存道路敷を活用した直進レーン・右折レーンの設置)

財政運営の工夫による負担の平準化

- ・高利県債（公的資金）の繰上償還（H19～21で16,628百万円）
- ・公債費償還期間の延長（原則20年→30年）
- ・基金からの借入れによる財政負担の平準化
- ・人件費の削減による将来の財政負担軽減の範囲内での退職手当債発行による退職手当負担の平準化
- ・行財政改革による将来の財政負担軽減の範囲内での行政改革等推進債発行による当面の財政負担の軽減

時代の変化や市町・民間との役割分担を踏まえた県行政の守備範囲の見直し

事務事業の廃止、市町・民間への移管

- ・名古屋事務所を廃止し、新たに「名古屋観光物産案内所」（観光連盟）を設置
- ・県立美術館喫茶室の民営化
- ・市町への派遣社会教育主事の引き揚げ・教育事務所社会教育課の廃止

公社外郭団体等の見直し

- ・いしかわまちづくりセンターと石川県建設技術センターの統合
- ・住宅供給公社の分譲宅地の早期売却と廃止に向けた準備
- ・いしかわ女性基金に対する支援方法の見直し（貸付金から事業費補助に変更）

特別会計・事業会計事業の見直し

- ・金沢競馬の経営の健全化（経営改善計画（計画期間：平成19～21年度）に基づいた取り組みの推進）
- ・電気事業の民間への譲渡に向けた取り組み

事務処理の工夫や資産の適正管理による業務の効率化

民間ノウハウの活用

- ・指定管理者導入施設の拡大（青年の家、少年自然の家、自然史資料館、いしかわ総合スポーツセンター、武道館、卯辰山相撲場）
- ・外部委託の拡大・民間派遣職員等の活用（本庁舎電話交換業務、県立美術館受付・監視業務、子どもの健全育成等支援業務（いしかわ子ども交流センター）、金沢城公園菱櫓等料金徴収・案内業務、警察学校調理業務など）

- ・地方独立行政法人制度等の活用検討

事務処理の工夫による業務の効率化・適正化

- ・ITの活用による業務の効率化（住民基本台帳ネットワークの利用拡大）

（コラム）

公的資金の補償金免除繰上償還について

国は、地方公共団体の公債費の負担を軽減するため、徹底した人件費削減などの行政改革や経営改革に取り組む地方公共団体を対象として、平成19年度から21年度までの3年間に限り、5兆円規模の高金利の公的資金について、繰上償還した場合に本来支払わなければならない補償金を免除することとしました。

公的資金：旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫資金

補償金が免除となる繰上償還の対象となるのは、本県の場合、一般会計と、流域下水道、水道用水供給事業、中央病院・高松病院事業の各特別会計・事業会計において起債した地方債で、5%以上の金利のものの一部で、総額約166億円となっています。

この繰上償還により、約29億円の利息が軽減できる見込みとなっています。